

# 令和 7 年度 登別市立学校体育施設開放事業 実施要項

制定 令和 7 年 1 月 29 日

## 1 目的

登別市立学校体育施設開放事業の管理運営に関する規則及び登別市立学校体育施設（屋内運動場）開放事業実施要綱に基づき、市民がスポーツやレクリエーションを楽しむ環境として、学校の屋内運動場（以下「開放施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で開放することにより、地域におけるスポーツ活動を促進し、市民の健康・体力づくりの増進を図ることを目的とする。

## 2 開放指定校（11校）

|             |                                                |
|-------------|------------------------------------------------|
| 小学校<br>（7校） | 鷺別小学校、若草小学校、富岸小学校、青葉小学校、<br>幌別西小学校、幌別小学校、登別小学校 |
| 中学校<br>（4校） | 登別中学校、緑陽中学校、幌別中学校、西陵中学校                        |

## 3 開放期間及び時間

### （1）開放期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

※ 土・日曜日、祝日、年末年始、学校等の都合が悪い日を除く。

### （2）開放時間

午後 6 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

※ 鷺別小学校、富岸小学校及び登別中学校は午後 6 時 30 分からの開始

※ 青葉小学校及び緑陽中学校、幌別中学校、西陵中学校は午後 7 時 00 分からの開始

※ 開放時間は変更になる場合があります

## 4 活動可能種目

別表「令和 7 年度学校体育施設開放事業 活動可能科目一覧表」を参照

## 5 開放施設利用団体

### （1）登録条件

ア 登別市内に居住または職場を有する方 10 名以上で構成する団体

イ 責任者及び代理責任者を構成員の中から 1 名ずつ明確にすることが可能な団体

ウ 開放施設を興行や営利を目的とした活動で利用しない団体

### （2）登録区分

ア 青少年団体：青少年の健全育成を目的とし、構成員のうち指導者を除く概ね 3 分の 2 以上が 15 歳以下の方である団体

イ 一般団体：青少年団体に該当しない団体

## 6 団体登録の流れ

開放施設の利用を希望する団体は、団体登録の手続きが必要です。

**令和7年2月1日～  
2月14日**  
【利用団体登録の申請】

・「学校体育施設開放事業（一般・青少年）利用団体登録申請書」及び「利用団体登録者名簿」を登別市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

**令和7年2月17日  
～2月21日**  
【申請状況の公開】

・登別市公式ウェブサイト・市民会館にて申請状況を公開します。  
・申請内容の変更を行うときは、この期間中に利用団体登録申請書及び利用団体登録者名簿を委員会に再提出すること。

**令和7年2月26日  
(予定)**  
【利用者調整会議】

・利用者調整会議で利用学校や曜日を調整するため、各団体より1名以上ご参加ください。日時場所は別途通知予定。  
・なるべく多くの団体が利用できるよう、半面での利用や隔週での利用をお願いする場合があります。

**令和7年3月上旬**  
【利用団体登録の承認】

・委員会にて申請内容を審査し、適当である場合は「学校体育施設開放事業（一般・青少年）利用団体登録承認書」を交付します。

※利用団体登録の承認を受けた団体は、承認内容を変更する際は、速やかに委員会へ連絡すること。

## 7 実費負担金

利用許可書の交付を受けた団体は、学校体育施設開放事業の実費負担金として、利用1回につき次の金額を委員会が指定した期限までに納入すること。

(1) 青少年団体 350円

(2) 一般団体 700円

※学校等の都合による利用許可の取り消しを除き実費負担金の返納は行いません。

## 8 利用団体の注意事項

(1) 開放施設を利用するときは、次の事項を遵守すること。

ア 出入口については開放施設の玄関を使用し、開放施設以外へは絶対に立ち入らないこと。

イ 開放施設の開錠、施錠を適切に行うこと。

ウ 照明の点灯、消灯を適切に行うこと。

エ 使用が認められた備品以外は、使用しないこと。

オ 使用が認められた設備以外は、無断で使用又は現状を変更しないこと。

カ 利用後は、開放施設の清掃と設備の原状回復を行い、すみやかに退去すること。

キ 利用後は、「学校開放事業日誌」（要綱別記様式第４号）と「学校開放事業チェックシート」（別紙）に必要事項を記入し、連絡用ポストへ投函または電子申請すること。

なお、利用しない場合は、開放時間開始前までに委員会へ報告すること。

ク 開放時間を厳守し、利用後はすみやかに学校敷地内から退去すること。

ケ 土足厳禁とすること。

コ 飲酒や喫煙をしないこと。

サ 暖房を使用しないこと。

シ 委員会からの連絡事項等は、必ず団体構成員に周知すること。

ス 利用団体登録の承認を受けた後、委員会が認める特別な理由を除き、利用しない期間が長期にわたらないようにすること。

※ アからシの違反が３度確認されたときは、団体の登録承認を取消します。

また、スの違反が確認された場合については、回数に関係なく登録承認を取消します。この取消しによる利用の中止についての実費負担金の返納は行いません。

（２）けが等の事故の発生に注意し、スポーツ傷害保険等に参加するなど、団体の責任において適切な処置をとること。

（３）団体は、開放施設、設備及び備品を破損又は滅失したときは、速やかに委員会へ報告し、これを賠償しなければならない。

ただし、委員会の責に帰すべき事由があると認められる場合は、この限りでない。